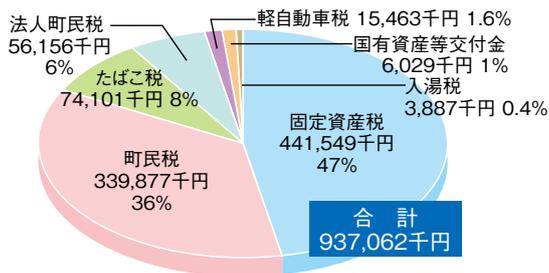


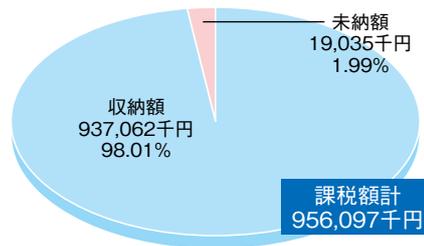
平成23年度の町税の納付結果が次のとおり、まとめました。

「町税の納入」にご理解とご協力をいただきます  
ありがとうございます

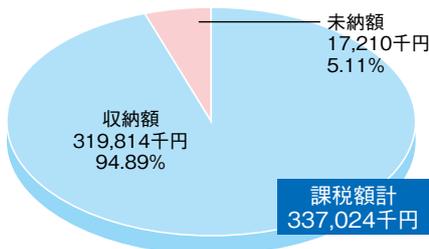
■平成23年度課税分  
税目別収納額と割合（国保税を除く）



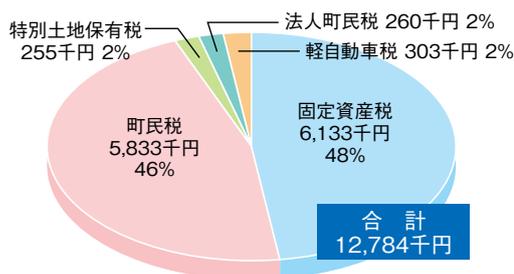
■平成23年度課税分  
町税の収納額と未納額（国保税を除く）



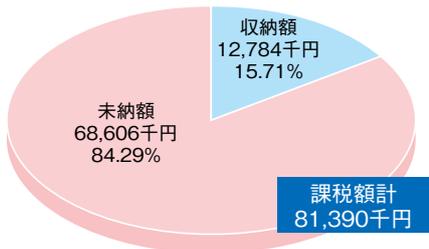
■平成23年度課税分  
国保税収納額と未納額



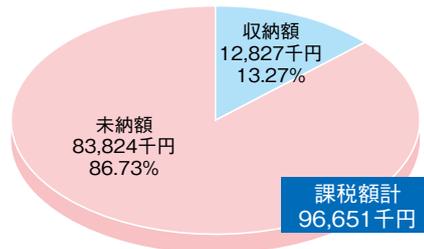
■平成22年度までの滞納分  
税目別収納額と割合（国保税を除く）



■平成22年度までの滞納分  
町税の収納額と未納額（国保税を除く）



■平成22年度までの滞納分  
国保税収納額と未納額



■悪質滞納者には厳しく対応

本町では、滞納解消の対応としてあくまでも納税者との話し合いを基本としています。面談などで納税相談を行い、一括で納税できない方には収入に応じた分割納付などの方法、疾病負傷などの時は一定期間納税を猶予するなどの方法により解決しています。

一定の収入がありながら納入の約束を一方的に守らない、再三にわたる納付の要請に応じないなどの悪質滞納者については、不動産、給与などの差押えを行ったり、国保税の滞納者へは、「短期保険証」、「資格証明書」（窓口で一旦医療費全額を負担する）の交付などの厳しい対応をしています。

■釧路・根室広域地方税滞納整理機構

釧路・根室管内の町村から引継がれた事案を、広範囲に調査し、預金、給与や土地・建物などの財産を差押えて、公売などの処分を専門に行っている組織です。

本町においても、資力がありながら再三の催告に応じない、高額滞納があるなどの、一部の滞納者について、同機構へ引き継ぎを行っています。

平成23年度は同機構へ1,476万円の税額を引き継ぎ、うち377万円が収納されました。（収納率25.5%）

■早めの相談を！

特別な事情があり納付が困難な方は、お早めに相談してください。

町道民税の特別徴収  
(給与からの引去り)の  
お願い

釧路総合振興局と本町は、町道民税の特別徴収（給与からの引去り）を行っていない事業所（事業主）の皆さんに実施のお願いをしております。詳しい内容は、下記係へお問い合わせください。

■問い合わせ／役場税務課納税係（1階⑨番窓口☎485-2111内線155）

# 忘れていませんか？

# 確定申告

平成24年分所得税の確定申告の受け付けは、3月15日(金)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付は4月1日(月)までです。

期日間近になると、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】の「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

作成した確定申告書は、税務署への郵送などでも提出できます。

また、役場では、所得税の確定申告相談を先月から実施しています。期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、できるだけ次の地域指定日を利用してください。

■問い合わせ／役場税務課税務係(1階⑧番窓口☎485-2111内線154)

## 平成24年分 申告相談日程表

月	日	曜日	受付時間	会場	対象地域
3月	1日	金	午前9時30分～午後2時	阿歴内公民館	阿歴内第1・5・6・7・西和・市街・沼の上
	4日	月	午前9時30分～午後2時	阿歴内公民館	上記以外の阿歴内
	5日	火	午前9時30分～午後2時	茶安別公民館	共和・下茶安別・中茶安別
	6日	水	午前10～11時	駒ヶ丘荘	駒ヶ丘荘(予備日:悪天候であった地域)
	7日	木	午前9時30分～午後2時	役場大会議室	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別
	8日	金	午前9時30分～午後2時	役場大会議室	オソツベツ
	11日	月	午前9時30分～午後2時	役場大会議室	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生
	12日	火	午前9時30分～午後2時	役場大会議室	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和
	13日	水	午前9時30分～午後3時	役場大会議室	全地域
	14日	木	午前9時30分～午後3時	役場大会議室	全地域
15日	金	午前9時30分～午後3時	役場大会議室	全地域	

※悪天候により職員が会場に出向けない場合は、日を改めて対応します。上記へ問い合わせください。



**標茶町立 さくら保育園・標茶幼稚園 合同園舎完成**

町立さくら保育園・標茶幼稚園が新しく合同の園舎になりました。

さくら保育園の園児は1月15日から、幼稚園の園児は1月16日から新しい園舎に通っています。

さくら保育園は、1才児・2才児用の乳児室や、ほふく室と3才児から5才児までの保育室(1室ずつ)、一時保育室などを設置し定員は60名、幼稚園は、4才児から5才児までの保育室(1室ずつ)を設置し、定員は70名となります。そのほか遊戯室や職員室などは共有スペースになります。



この園舎を有効に活用するため、幼稚園児への給食の提供や、幼稚園の降園時間を延長する一時保育などの新しいサービスも始めました。

### ■問い合わせ

●役場住民課社会福祉係

(1階②番窓口☎485-2111)

●教育委員会管理課総務係

(☎485-2111内線282)